

ささえ、ささえられて
ホッと、安心～みんなの笑顔

知ってほしい 福祉の話

このコーナーでは、福祉の制度やよくある質問についてお知らせします。

最終回は【同和問題】です。

同和問題は、部落問題ともいわれ、日本独特の身分による差別問題の一つです。

江戸時代に確立された身分制度に「士農工商」がありますが、それより下の身分の人々がいました（この身分については、江戸時代以前からあったという説もありますが、江戸幕府が大多数の農民を支配するために、宗教的理由で嫌って避けられていた職業に就いた人々を身分支配のために固定化し、代わりに独占権益を与えたといわれています）。これらの人々は、職業や居住地を制限され、ほかの身分の者から厳しく差別され、村の行政や祭礼への参加も拒まれていました。

明治時代になり身分制度が廃止され、一律に平民となりましたが、多くの村々では、これらの人々に対する差別は続きました。それが、現在においても、その地域の出身であるからとか、その地域に住んでいるからという理由で差別され、結婚差別や就職差別などの問題が起きているのが悲しい現状です。

日本国憲法第14条には「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とあります。福祉課では、人権問題に対する取り組みとして、学校でこの問題を学習している小学6年生と中学2年生に啓発物品を配布し、人権意識の高揚を図っています。21世紀は人権の世紀といわれています。一人一人が同和問題を含む人権問題に意識を持ち、差別のない社会をつくりましょう。

●えせ同和行為とは？

同和、部落を名乗る個人・団体が、企業・団体などに対し同和問題への取り組みなどを口実に、高額な図書（同和文献）の購入や献金を要求したり、差別問題を当て付けて抗議を行い、示談金を目的に不当要求をする行為で、同和問題に対する誤った認識を植え付ける要因になっています。

■問い合わせ 福祉課厚生援護係（内線165）

一人ひとりが人権を
尊重する社会を目指して

人権のひろば



【土岐市人権施策推進指針を策定しました】

市では平成18年度から実施している「土岐市第五次総合計画」の中で、各部局が連携を図りながら、人権教育・啓発活動の積極的な取り組みを実施し、人権意識の高揚に努めてきました。

このような経緯を踏まえ、人権尊重社会の実現に向けた市の基本的な考え方、各分野の現状と課題、そのことに対する施策展開の方向などを明らかにし、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために、「土岐市人権施策推進指針」を策定しました。



人権施策推進に向けての基本的視点

・人権意識の醸成

人権問題に関心を持ち、人権に関する基本的な知識や考え方を身に付け、日常の暮らしの中に人権尊重の意識が定着していくよう、人権意識の醸成を図

ります。

・一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり

自立した人間として尊厳が保たれ、個人の自由が保障された平等社会の中で個性と能力が十分発揮できる差別や偏見のない地域社会づくりを目指します。

・多様な価値観や個性を尊重する共生社会の実現

個性や違いを尊重し、多様な文化や歴史、生活習慣などを認め合い、さまざまな人と共に生活し、共に支え合える地域社会の実現を目指します。

・市民協働による、ともに働くまちづくり

地域社会、学校、事業者、市民活動団体、行政などが協働して、さまざまな人権課題の解決に向けた積極的な取り組みを行うとともに、相乗的効果が発揮できるような市民協働型社会を構築し、人間としての尊厳の保持と基本的人権が尊重されるまちの実現を目指します。



※本紙4月15日号で「土岐市人権施策推進指針（概要版）」を全戸配布する予定です。